

自 令和6年6月7日

至 令和6年6月7日

第4回遠別町議会(定例会)

遠 別 町

令和6年第4回遠別町議会（定例会） 会議録			
招 集 年 月 日	令和6年6月7日		
招 集 場 所	遠別町議会議場		
開、閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和6年6月7日 午前10:00	
	議 長	小 森 嘉 孝	
	閉 会	令和6年6月7日 午後 0:23	
	議 長	小 森 嘉 孝	
応(不応)招議員 及び出席議員 並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 (凡例) ○出席を示す △欠席を示す ×不応招を示す △公 公務欠席 を示す	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	小 森 嘉 孝	○
	2	橋 本 初 昭	○
	3	大 石 幸 夫	○
	4	白 井 金 治	○
	5	山 本 仁 美	○
	6	白 幡 広 喜	○
	7	山 下 悟	○
	8	國 部 雅 人	○

会議録署名議員	5 番	山 本 仁 美	6 番	白 幡 広 喜
職務のため出席した者の職氏名	事務局長	柳 井 宏 紀	係 長	守 屋 佳 貴
地方自治法第121条の規定 により出席を求めた者の職氏名	町 長	笹 川 洸 志	代表監査委員	田 中 雄 志
	教育長	佐 藤 裕 昭	農業委員会会長	北 島 次 幸
地方自治法第121 条の規定により町 長等の委任により 出席した者の職氏 名	副町長	富士原 栄 治	診療所事務長	齊 藤 晶 夫
	総務課長	坂 川 敏 文	教育次長	緒 方 章
	住民課長	西 尾 英 樹	農業委員会事務局長	小 森 正 広
	福祉課長	小 林 大 輔		
	経済課長	小 森 正 広		
	建設課長	高 田 博 之		
	出納室長	佐 藤 克 久		
議 事 日 程	議長は、本日の日程を別紙のとおり報告した。			
町長提出議案の題目	別紙のとおり			
議員提出議案の題目				
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

第4回遠別町議会（定例会）議事日程

令和6年6月7日
午前10時00分 開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
1		開会開議宣言	議 長
2		会議録署名議員指名の件	〃
3		会期決定の件	〃
4		諸般の報告	〃
5		行政報告	町 長
6		一般質問	議 員
7	報告第 5 号	繰越明許費繰越計算書について	町 長
8	議案第 3 6 号	遠別町健康管理センター設置条例及び遠別町母子健康センター条例の廃止について	〃
9	議案第 3 7 号	遠別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
10	議案第 3 8 号	遠別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
11	議案第 3 9 号	遠別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について農業委員会委員の任命について	〃
12	議案第 4 0 号	遠別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
13	議案第 4 1 号	令和6年度遠別町一般会計補正予算（第3号）	〃
14	議案第 4 2 号	令和6年度遠別町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	〃
15	意見案第 1 号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	議 員
16	意見案第 2 号	地方財政の充実・強化に関する意見書	〃
17	意見案第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	〃
18	意見案第 4 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書	〃

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
1 8	意見案第 5 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材 産業施策の充実・強化を求める意見書	議 員
1 9	発議第 2 号	議員派遣について	議 長
2 0		議会運営委員会の調査活動について	〃
2 1		総務産業常任委員会所管事務調査について	〃

第4回遠別町議会（定例会）諸般の報告

- 1 町長から送付を受けた議案は、次のとおりである。
報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
議案第 36 号 遠別町健康管理センター設置条例及び遠別町母子健康センター条例
の廃止について 外 6 件
- 2 議長から提出する議案は、次のとおりである。
発議第 2 号 議員派遣について
- 3 議員から提出された意見案は、次のとおりである。
意見案第 1 号 令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 外 4 件
- 4 監査委員から送付を受けた報告は、次のとおりである。
令和 5 年度 4 月分、令和 6 年度 4 月分の例月現金出納検査結果については、別紙 1、
別紙 2 のとおりである。
- 5 本会議に説明のため、地方自治法第 121 条の規定により出席する者は、別紙 3 のと
おりである。
- 6 本会議に職務のため出席する事務局職員は、次のとおりである。
事務局長 柳 井 宏 紀
係 長 守 屋 佳 貴
- 7 そ の 他
5 月 20 日 全国町村議会議長・副議長研修会に出席のため議長東京都に出張
～ 22 日
5 月 23 日 留萌地域総合開発期成会定期総会に議長出席
6 月 2 日 遠別町消防団春季消防演習に議長外議員多数出席
6 月 5 日 一般道道名寄遠別線建設促進期成会定期総会に出席のため議長及び
総務産業常任委員会副委員長名寄市に出張

会議の経過

令和6年6月7日

開会・開議	議長	小森嘉孝君 おはようございます。只今から令和6年第4回遠別町議会定例会を開催します。本日の出席議員は8名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。議場が暑いと思われる方は、上着を脱いでいただいても結構でございます。また、マスクをしている方につきましては、発言の際にはマスクを外して発言願います。
日程第1	議長	小森嘉孝君 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において5番山本仁美君、6番白幡広喜君を指名します。
日程第2	議長	小森嘉孝君 日程第2、会期決定の件を議題とします。暫時休憩します。
		休憩（10：01） 再開（10：03）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き本会議を再開します。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって会期は本日から6月10日までの4日間と決しました。
日程第3	議長	小森嘉孝君 日程第3、諸般の報告を行います。議長としての報告は、印刷し、配付しているとおりであります。質疑があればこれを許します。8番國部雅人君。
	8番	國部雅人君 諸般の報告の中の4、例月出納検査の結果について、別紙2のところですね、質問させていただきます。3月末で病院事業会計の残高が1億6,000万ほどあったと報告を受けておりますが、4月末の会計を見ますと、国保診療所特別会計には390万と、残額が残っております。その病院会計の残額1億6千万余りの所在をどのように確認したか、監査委員にお伺いします。
	議長	小森嘉孝君 代監答えられますか。田中代表監査委員。

代表監査委員	田中雄志君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。病院事業会計の留保資金等の取扱いにつきましては、一般会計へ資金移動していることが先月の出納検査において確認しております。以上です。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 一般会計で確認したということですが、予算審議の時に病院会計の決算剰余金は国保診療所会計特別会計に移るという説明を受けておりますが、その扱いの違いの理由についてご説明いただきたいと思います。
議長	小森嘉孝君 齊藤診療所事務長。
診療所事務長	齊藤晶夫君 はい。3月の予算審査の段階におきましては、そのまま診療所会計の方に引き継ぐという話の方をさせていただいておりましたが、その後は3月の年度末の段階でいろいろ検討いたしました。本来であれば病院の剰余金につきましては、一般会計の方に本来お返しするのが適当との判断をいたしまして、処理の方をいたしておりましたが、現状で令和5年度の決算の方がまだ確定してございませんので、一旦、定期預金として保管させていただきまして、決算の確定後に診療所特別会計に引き継ぐ部分と一般会計に返還する部分をそれぞれ金額が判明してから適切に処理させていただければと考えてございます。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 その件は了解いたしました。関連なんですけれども、簡易水道特別会計と下水道特別会計の残金に関してはどのように処理されておりますでしょうか。
議長	小森嘉孝君 高田建設課長。
建設課長	高田博之君 簡易水道会計と下水道会計につきましては、引き継いだ形で事業会計の方に入ってるんですけども、病院会計と同じようにですね。積み立てというか、定期預金にして決算確定まで積み立てしておくような形を予定しております。

	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。以上で諸般の報告を終わります。
日程第 4	議長	小森嘉孝君 日程第 4、行政報告を行います。町長笹川洸志君。
	町長	笹川洸志君 皆さんおはようございます。第 4 回遠別町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところをお繰り合わせをいただき、ご出席を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。それでは、行政報告をさせていただきます。全 4 件ございますが、私から 4 件、そして教育長から 2 件報告をさせていただきます。1 点目は令和 5 度各会計の決算概況について申し上げます。令和 5 年度各会計が 5 月 31 日出納閉鎖となりましたので、決算概況につきましてのご報告を申し上げます。令和 5 年度の決算につきましては、国保病院事業会計を除き、一般会計を含めて全 6 会計で決算剰余金総額は 1 億 9,428 万円となりました。各会計の決算剰余金は、一般会計では 1 億 4,649 万 5,000 円。国民健康保険特別会計は 410 万 2,000 円。後期高齢者医療特別会計につきましてはプラスマイナスゼロでございます。簡易水道特別会計は 686 万 1,000 円。下水道特別会計は 1,053 万 2,000 円。介護保険特別会計は 2,629 万円であります。会計処理が地方公営企業法適用の国保病院事業会計につきましては、1,279 万 1,000 円の赤字となりました。本年度から着工いたします遠別中学校建設工事など着実に事業を進めるとともに、これまで以上に財政健全化に努めてまいりたいと思います。続きまして 2 点目でございますが、令和 6 年度国及び北海道所管の事業概要について申し上げます。本庁における留萌開発建設部及び留萌振興局の本年度の事業概要を報告いたします。留萌開発建設部所管の事業につきましては、国道 232 号の北里地区におきまして、防雪柵設置工事、富士見地区におきまして、防雪柵補修工事が予定されております。また、遠別漁港におきまして、引き続き南防波堤の改良工事が行われております。次に留萌振興局留萌建設管理部所管の事業につきましては、一般道道名寄遠別線の奥正修地区のトンネル前後におきまして整備が進められ、遠別側では宇遠別トンネル内部及び道路部分の舗装工が行われ、幌加内側では工事用道路工、地すべり対策工が予定をされております。また、遠別中川線の清川地区におきましては、道路改良が実施をされます。振興局産業振興部所管の事業につきましては、海岸保全整備事業として 2 地区で工事を実施し、

	丸松１地区におきましては、昨年製作をいたしましたブロック設置を含め、重力式護岸、消波ブロック製作・据付工事が進められております。北里１地区におきましては、浸食が大きく進んでいることから、今年度は消波ブロック製作・据付工事を先行し、翌年度以降に重力式護岸を行う整備方法に変更し進められております。そして、ウツツ川河口北側に位置する丸松２地区が新たに地区採択され、今年度から調査測量設計が予定をされております。また、中山間地域総合整備事業として遠別第２地区におきまして、区画整理２３．９ｈａ。また、内数で暗渠排水２１．３ｈａが予定をされております。治山事業では保育事業として金浦地区及び北里地区におきまして、改植と下刈りが進められており、復旧治山事業として北里地区におきまして、土砂流出防止のため土留工事が予定をされております。さらに、水産環境整備事業として引き続き遠別沖合漁礁設置工事が進められております。以上、事業概要についての報告とさせていただきます。私からの行政報告は以上で終わります。教育委員会からの行政報告を教育長から２件報告をさせます。本定例会の提出案件につきましては、報告１件、議案７件であります。ご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願いいたします。
議長	小森嘉孝君 引き続き、教育長佐藤裕昭君の行政報告を行います。
教育長	佐藤裕昭君 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から２件の行政報告をいたします。最初に遠別農業高等学校海外研修地の変更について報告をさせていただきます。遠別農業高等学校の海外研修は、教育振興会事業の生徒募集の一環として、在学中における海外の農業研修と現地高校生との交流を目的に平成６年から開始され、毎年３年生全員が研修を行っており、昨年度より研修先をオーストラリアから台湾へ変更するなどしながら生徒募集を行ってきました。４月３日に研修先の台湾でマグニチュード７．２の地震が発生し、最大震度６強を観測し、大きな災害となり、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。５月２１日に開催された遠別農業高等学校教育振興会総会で、台湾東部をはじめとした各地域で復興に向けた取り組みがされており、生徒の安全確保の観点や、遠別農業高等学校が視察予定の場所も少なからず影響があることから、海外研修先を台湾から韓国へ変更して実施することで、承認を受けたとの報告がありました。韓国の農業は水稻が中心の農業形態であります。食の変化に伴い、畜産、野菜等の分野が成

		長しており、日本農業と共通する部分が多いことから決定したと聞いております。海外研修をひとつの目的に入学した生徒もあり、生産技術や経営等を学んでいただきたいと思います。次に、第44回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会結果及び第44回全日本バレーボール小学生大会北北海道大会出場について報告をいたします。遠別中学校女子バレー部は昨年11月12日に苫前町で行われました、留萌地区藤田杯バレーボール大会にて優勝し、本年1月5日から7日に、芦別市で行われた2次キャンプで見事に全道大会出場チームとして選考されました。その後、芦別市および富良野市で行われた選抜優勝大会において予選リーグを勝ち進み、準決勝で優勝した札幌大谷中学校と熱戦の末、惜しくも敗退となりましたが、3位となりました。遠別中学校女子バレーボールは新1年生が1名入部し、2年生1名、3年生6名、合計8名で気持ちも新たに中体連全道大会出場を目指し、日々練習を重ねていると聞いており、大いに期待しているところであります。続きまして、遠別町バレーボール少年団遠別イーグルスは5月11日に羽幌町で行われました全日本バレーボール小学生大会留萌管内予選大会、男女混合の部において優勝し、留萌地区代表として7月6日から7日に釧路市で開催される北北海道大会の出場が決定しました。この大会は、全道・全国大会出場に係るスポーツ団体補助金交付要綱で対象としている大会であるため、大会参加経費について町長と協議し、本定例会に補正予算を計上しておりますので、ご審議の上、原案どおり議決賜りますようお願い申し上げます。また、日頃から少年団の指導をしていただいている指導者の皆様に心より敬意を表しますとともに全国大会出場を期待し、報告とさせていただきます。以上、教育委員会からの行政報告といたします。
	議長	小森嘉孝君 以上で行政報告を終わります。
日程第5	議長	小森嘉孝君 日程第5、一般質問を行います。本日の定例会に通告を受けた一般質問について、通告順に発言を許します。なお、議会からのたよりへの掲載のため、町広報の撮影を許可します。5番山本仁美君。
	5番	山本仁美君 おはようございます。只今議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして、一般質問させていただきます。私からは認知症支援策について質問いたします。我が国は世界に類を見ない物凄いスピードで高齢化が進んでいます。厚労省の新オレンジプラ

	ンでは２０２５年の認知症高齢者は約７００万人。北海道では３３万４千人で、６５歳以上の高齢者の約５人に１人に達することが見込まれています。極めて深刻な問題は、いわゆる団塊の世帯の方々が、後期高齢者となる来年以降、さらに増えると予想されており、一番大変なのは本人よりも家族の介護疲れだと言われています。一方で認知症の理解不足による偏見は根強く、家族の孤立化も問題になってきています。この様に、認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含めて、多くの人にとって身近なものとなっています。政府は昨年６月に通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法を今年１月に施行されました。認知症家族への支援が明記され、自治体の施策推進計画が盛り込まれました。認知症になっても安心して暮らせる町にするため、住み慣れた場所で暮らしていけるよう、認知症の早期発見と支援体制の構築が必要だと考えます。そこで町長に２点の質問をいたします。１点目は本町では認知症を理解してもらうためにどのようなことを行っているのか。２点目に本町では家族介護者支援並びに本人への認知症サポートはどのようになっているのか。以上、２点お聞きいたします。なお答弁によっては再質問させていただきます。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 山本議員の一般質問、認知症支援策についてご質問をいただきました。答弁をさせていただきます。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症政策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支えながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。本町といたしましても、本町といたしましては、施行前より認知症に対する支援を進めているところでございます。１点目の本町における認知症理解のための事業として、地域支え合いサロン等の各種教室や老人クラブ等での認知症予防の講和や健康相談を行うとともに、ホームページでも紹介しております認知症地域支援推進員による総合相談、具体的な認知症の相談時には認知症ケアパスを作成し、ご家族等には認知症の理解を深めていただいているところでございます。２点目のご苦勞されている家族や認知症本人をサポートするための事業と

	して、認知症サポーター養成講座の開催、認知症初期集中支援チームの設置など、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業所等と連携をし、家族や本人へのサポートを行っているところでございます。高齢者の見守りが必要な場合、地域包括支援センター相談協力員と情報共有し、地域全体での見守り体制を構築し、警察消防と連携をし、認知症等による徘徊高齢者のＳＯＳネットワーク事業を展開し、対象者の登録と徘徊事案発生時の検索を行えるよう体制を整えております。また、本年度は新たな試みといたしまして、民間事業者とともに、認知症予防プログラム・予防講座の実施を予定しております。引き続き、認知症の有無や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活を送ることができるよう、町民の皆様と共に認知症の理解を深め、偏見のない地域づくりをしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げまして山本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。
議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。５番山本仁美君。
５番	山本仁美君 はい、それでは再質問させていただきます。共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行される前にも、遠別町では認知症に対する支援を進めてきたという町長の答弁、言われていましたけども、本町においても認知症サポート対策事業を多岐にわたっての推進を、政策を推進されたことにお聞きし、これからこれらに携わってきた関係者の方々に敬意を表したいと思っております。本町では認知症に対して手厚い素晴らしい政策を推進してきたと私は思っております。高齢化社会は医療技術、また食生活の飛躍的な改善により平均余命が伸長し、認知症患者の数は急増されると予想されております。特に高齢者の見守りの取り組みはということでございますけども、認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるためにやはり、遠別町、町内会、また民生委員などの身近な地域における日常生活の中でさりげない見守りが必要だと私は思っておりますけども、この辺に答弁いただきたいと思っております。また、本年度はプログラム、新たなプログラムとして民間事業者と共に、認知症予防プログラム、予防講座の実施をされると予定していると言われておりましたけども、この内容をお聞かせ願いたいと思っております。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。

町長	笹川洸志君 再質問にお答えしたいと思います。的確にお答えになるかどうかというのはちょっと自信がないところではありますが、今評価していただいたとおり遠別町におきましての認知症に対する予防と言いますか、対応については私もある程度町民の皆さんに理解をしていただいているというふうに自負しているところでございます。過去の話をしていたしますと、数年前にも認知症になられた方だというふうに理解しておりますが、街の中で行方が、行方不明になってですね、消防団なり、町内会の方々に捜索をしていただいたという経過がございますが、今現状そういう方が今少なくなはってきていると、しかし、潜在的なそういう認知症になっている可能性のある方もいらっしゃるというような状況の中で、予防プログラム等も実施を予定しているところでございます。具体的な内容につきましては、担当課長から答弁をさせますけれども、いずれにいたしましても、私たちもいずれもご質問にありましたように、認知症の予備軍だというふうにも思っはなければいけない、こういう社会状況になってきているということは、議員もご理解いただいているところだというふうに思いますが、今後とも今これから説明させます回…答弁とともにですね。町内の安全のためにいろいろな方々のご協力をいただいて、安心して住める街にしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、今年度新たにプログラムというところの、具体的ではないんですが概要についてお答えさせていただきたいと思います。2つのプログラムと講座ということで、一つは脳トレを用いたプログラム、もう一つは筋トレを中心とした講座という風に予定しております。具体的には今後、民間事業者さんとか相談させていただきながら行っていきたいと考えております。以上です。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。5番山本仁美君。
5番	山本仁美君 あの、認知症の先ほどの町内会だとか、民生委員の方々のさりげない見守りと言ったのはあれなんですよね、認知症は今の初

	期の場合は治りやすいというそういう薬もアメリカが開発して、まあ高額ですけども、一番大事なのは早く発見すると、そのためには家族じゃなく、まあ家族もそうなんですけども、これも手を挙げなければなかなか誰が認知症なのかってこれ分からないっていう状態もあります。それでやっぱり地域、ま、町内会ですよね、民生委員ですよね、の方々はやはりあの日頃それらしいという人たちにね私は何人か会ってきているんですけども、やはりあの活動している民生委員の方々は、大体それらしいっていう人はしつこくは出来ないけどもその家庭に行って会話したりいろいろやってますという発言をいただいて、それなんだよなって、それから、あの町にでも社協でも話を持っていけるかなと、だから、初期の段階が一番認知症は大事だなと思います。まあ、国は2013年から認知症政策推進5カ年計画のオレンジプランというのをやっています。それに基づいて遠別町もスタートして、新オレンジプランもそうだと思います。してあの、先ほど言いましたケアパス、認知症のケアパス、これもそういう人たちを助けるっていう、そういう人達のその後ね、どういう風に登録して講義を受けて、どのような体制が、さっき聞かなかったんですけどね。それもどのような方向で今行ってるのか最後に聞かせてください。すいませんっす。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 再々質問にお答えしたいというふうに思います。まあかなりこう深い質問になってきたというようなことで、具体的な質問もありますが、具体的な答弁ができるかどうか、今、担当課長ともちょっと打ち合わせもしました。けれども、認識として私思っていることをちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。先ほどもちょっと質問にありましたけども、認知症につきましては、町内会だとか民生委員の方々がそれぞれそういうらしいという方につきましては、意識を持って対応していただくということでございますが、これ私の経験ですけども、私の母親のことをちょっと申し上げます。個人的な話になるかもしれませんが、やはり親が認知症になりかかった時の一つの例でございますけれども、自分の住環境、生活環境が変わると、認知症は進むという私経験をさせていただきました。自分の家の中で住んでます。生活しています。しかし、部屋が、部屋を変った。それだけで認知症すごい進んだという経験しております。これ、やっぱり私の今の親の話をさせていただきましたけども、親に限らず、いろんな方々がその自分の環境が変わること

	によって、今まで自分の頭にあったことが、その固定概念が変わらざるを得ないような状況になってくると進むというそういう私は認識を持っております。そういったことも含めてですね今回その認知症サポート養成講座だとか、いろんなことを今進めようとしておりますけれども、これやっぱりそのこともそういったことも頭に置きながら、今後はやっぱり認知症の可能性のある方々の対応をしていくということが必要だというふうに思っております。答弁にならないかもしれないかもしれませんがご理解いただきたいというふうに思います。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 認知症キャンパスについてのご質問がありましたので、お答えさせていただきますと思います。認知症の方の様子が時系列ではないんですけども、初期段階、軽度、中度という流れで大体なってきますので、その中で相談できる場所、必要なサービス、この辺の段階ではこういったものが必要です、というようなものを表にしてお渡しして、ご家族の方とこの段階なのでこういったことが必要なのではないでしょうかということでご家族の方にご理解いただいているものであります。以上です。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
議長	小森嘉孝君 以上で5番山本仁美君の一般質問は終わります。次に、8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 おはようございます。令和6年第4回定例議会において、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。私からは暮らしやすい街を維持するための事業承継について伺いたと思います。日本全体が少子高齢化の影響で人口減少に転じている現在、この遠別町においても人口減少に歯止めがかかっておりません。3月末時点の人口は2,317人と10年前から見て2割以上減少しており、先日、人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体にも分類されているところであります。そのリストによると、遠別町は死亡や出生による自然減よりも転出増による社会減のほうが大きな原因となるということで、流出を少しでも防ぐために暮らしやすいまちづくりを目指す必要があると考えます。

	町長は就任以来、「孫・子に残せる遠別」をキャッチフレーズに診療所建設やリフォーム補助など行政として持続可能なまちづくりを目指して様々な政策を実施してきたと思います。しかし、暮らしやすいまちづくりは行政だけでは実現することは難しく、民間の力が必要だと考えます。すなわち暮らしやすい暮らしやすさのもう一つの必要条件は町内の利便性になると思います。町内に買い物が、買い物に行く商店がある、食事ができる飲食店がある、修繕を頼める業者があるなど、民間業者が、事業者が行っている経済活動が暮らしやすさにつながっていると考えます。しかしながら、人口減少では最も影響を受けるのが商工業であります。商工業者数は平成25年度3月末では187件ありましたが、令和6年3月末で148件と人口減少に比例するように減少しております。商工業者の減少は住みづらさにつながり、住みづらさは人口流出につながるという悪循環を引き起こします。起業家支援補助金で新規の商工業を増やす施策を行っているのは理解しておりますが、新型コロナウイルスの影響もあり、新規開業も停滞しておりました。商工業の衰退を食い止めるためには、新規開業も重要ではありますが、現存する事業を存続させることが重要であり、また早道であると考えます。現在、国や道では事業承継対策として、専門家派遣や税金の優遇など施策を行っておりますが、承継の意思があって初めて機能する補助であります。遠別のような過疎地では承継を醸成するような施策が必要と考えます。現在行っている企業化支援事業の要綱に事業継承への適用を盛り込み、後継者不足でやむなく閉じてしまう事業者を減らすきっかけとなるような施策が必要と考えますが、町長の考えを伺います。なお、答弁によっては再質問もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 國部議員の一般質問、暮らしやすい街を維持するための事業承継についてのご質問をいただきました。答弁をさせていただきます。日本全体が少子高齢化の影響により人口減少が進み、当町におきましても人口戦略会議で公表されましたとおり、消滅可能性自治体に分類されたところであり、人口減少対策、持続可能なまちづくりをさらに進めていかなければならないものだと認識をしているところであり、商工業を含めた産業の衰退を食い止める施策が重要であるというふうに考えております。当町におきましては平成27年に人口減、地域活性化対策として起業家支援事業を創設し、これまで6件の事業者が新たな起業をし、商工業の発展に一定の効果があるも

	のと考えております。事業承継に係る支援につきましては、企業家支援事業の要綱に盛り込むことは現在のところは考えておりませんが、ご質問のとおり暮らしやすいまちづくり、商工業の発展は、行政だけでは実現することは難しく、一番身近で各事業者の経営内容等を把握している商工会とどのような施策が必要なのか、十分協議をしながら進めていく必要があると考えておりますので、ご理解をお願い申し上げ答弁にかえさせていただきます。
議長	小森嘉孝君 再質問があればこれを許します。8番國部雅人君。
8番	國部雅人君 答弁をいただきまして、今回ですね、町長の任期のこともございまして、やっぱりその将来先の話、来年の予算どうのこうのという話はできないなと考えまして、今回、その即断即決できるような、企業化支援の条例で動いてないんで、要綱で動いておりますので盛り込もうと思えばすぐ盛り込めるような提案をさせていただいたところではありますが、現在のところは考えておりませんという答弁いただきましたので、ちょっと残念と思っております。ただですね人口減少対策、持続可能なまちづくりをさらに進めていかなければいけないですとか、商工業を含めた産業の衰退を食い止める施策が必要であるという町長の危機感を感じておりまして、対策を打たなければならないとおっしゃっておりますので、この部分はですね共通認識を持っていることが確認できましたので心強いと考えております。考えで今回の起業家支援に盛り込まない、盛り込む考えはないというところはありませんでしたが、その中身ですね、商工会と施策、どのような施策を必要なのか、十分協議しながら進めていく必要があると言及されております。任期中にですね、この協議に着手する意思があるかご確認させていただきたいと思います。
議長	小森嘉孝君 町長笹川洸志君。
町長	笹川洸志君 再質問に答弁させていただきたいと思います。任期中にできるかどうかということについてはですね。これやっぱりあのいろんな状況の判断もしなければいけないというふうに思っています。危機感につきましてはご理解いただいたというふうに思っております。ただ、もうひとつ私がすぐできるかどうかということよりもですね、いろんな産業がございまして、漁業にしても農業にしても各経済団体がそれぞれその後継者なり承継なりというその対応をして、その中でどうするかということ行政に投げかけてきて、対

		応させていただいているという経過がございます。ですから、事業を進めようとする、もしくは事業がうまくいかないから、事業をやめようとする。まあ、そういう事業者が商工会の中にもたくさんいらっしゃるというふうに思いますが、その中身をですね、やっぱりいろんなケースバイケースがあるというのは私は思っております。ですからその中身が一番分かっているのは商工会が一番分かっているというふうに私は理解しておりますので、商工会からこういった形のものができないかというような支援要請みたいなものがあればこれは対策可能ですけども、今の状況の中で経済課の商工観光係の一係がどこまで踏み込めるかということについてはやっぱりちょっとこう時期としてはまだ早いのかなという思いも持っておりますので、これやっぱりあの商工会としてこの事業を止めようという方がおられた時に、じゃあそのなぜ辞めるのか、どうしたら続けられるのかっていうようなことも、十分当事者と協議をした上で、どういった対応をしてもらえるのか、どういった対応が必要なのかということが表に出てくるんだというふうに私は思っておりますので、その辺につきましては國部議員商工会の副会長になられたということもありますけども、やっぱり商工会としての立場ってのをひとつ持っていて、つぎ行政に対する問いかけなり、要請なりって形になるのが一番ベタなのかなというふうに思っているところです。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。以上で8番國部雅人君の一般質問は終わります。以上を持って通告のありました一般質問は全部終了しました。これにて一般質問は終了します。暫時休憩します。11時00分までとします。
		休憩（10：45） 再開（11：00）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。
日程第6	議長	小森嘉孝君 日程第6、報告第5号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、報告第5号、繰越明許費繰越計算書について内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。8番國部雅人君。

8 番	國部雅人君 それぞれの事業の繰越理由をお知らせいただけませんか。
議長	小森嘉孝君 西尾住民課長
住民課長	西尾英樹君 私の方から戸籍住民登録の関係の戸籍システム改修事業と、住民記録システム改修事業につきましてご説明いたします。こちらにつきましては、戸籍にですね、ふり仮名を振るという制度改正の下で、全国一律でシステム改修を行うということで、国の補正予算で認められたものになるんですけれども、事業期間が短いということで5年度中の完了が難しいということで、6年度に繰越となっております。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長
福祉課長	小林大輔君 私の方から新型コロナワクチン接種事業の繰越についてご説明させていただきます。この事業につきましては、本年3月31日まで接種が完了しておりますが、2月、3月分の請求につきまして、翌年度以降の請求となるということから、金額をこの金額を繰り越させていただきます。以上です。
議長	小森嘉孝君 小森経済課長
経済課長	小森正広君 はい、私の方からはの表の下にある合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業であります。こちらについても3月に国の補正予算により計上されているものであります。内容としましては林業専用道の作設ですので、その当年度内では開設等できませんので、事業を繰り越して翌年の令和6年度に行うものであります。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りします。報告第5号、討論省略、採決してもよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。報告第5号について、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)

	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。よって、報告第５号は承認することに決定しました。
日程第７	議長	小森嘉孝君 日程第７、議案第３６号、遠別町健康管理センター設置条例及び遠別町母子健康センター条例の廃止についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君
	福祉課長	小林大輔君 はい、只今上程されました、議案第３６号、遠別町健康管理センター設置条例及び遠別町母子健康センター条例の廃止につきまして、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
	議長	小森嘉孝君 ２番橋本初昭君。
	２番	橋本初昭君 なぜ今この時期にこの二つのセンターの廃止条例を提案したのか。昭和３８年度建設、昭和５１年、５８年度増改築した旧町立国保病院事業設置条例は昨年１２月の定例会において提案され、本年１月１日で廃止されました。しかし、同じ施設に昭和５８年に併設された健康管理センター昭和３８年度に病院内に設置されました母子健康センターの廃止条例が町立国保病院の廃止条例の施行期日と足並みを揃えないのは建物の構成上を考えてもおかしいと考えております。提案内容、理由の説明を再度お答え願います。
	議長	小森嘉孝君 答弁大丈夫ですか。小林福祉課長。
	福祉課長	小林大輔君 ご質問にお答えします。まず、病院の廃止の時期と今この健康管理センターの廃止の条例等を今なぜ今行ったかというところのご質問でよろしいですかね。はい。３月時点におきまして、健康管理センター自体が存在しておりました。それで、解体が決まってから提案するのが良いというふうに判断いたしました。以上です。
	議長	小森嘉孝君 ２番橋本初昭君。
	２番	橋本初昭君

	解体が決まってから条例を提案するのはベターだと考えたって今答弁ですよ。それでは財政の関係なんで代表として総務課長に伺います。本年５月の臨時議会において旧国保病院の解体工事の契約締結案が提案され議決となりましたが、解体工事の発注の段階で行政財産のまま発注できるのでしょうか。私の考え方としては、行政財産から普通財産に移管してから発注業務を進めるべきと考えますが、行政としての見解をお答え願います。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 まず議員おっしゃるとおりですね、行政財産のまま処分という形にはならないので、３月３１日もしくは４月１日でですね、普通財産の方に所管外って言うんですかね。財産の変更をかけております。で、その後解体工事と発注等をしている形になっておりますので、行政財産のまま解体工事を発注しているという形にはしていません。
議長	小森嘉孝君 ２番橋本初昭君。
２番	橋本初昭君 総務課長それ詭弁ですよ。地方自治法上２４４条の２で設置条例があるうちは行政財産だっていう取り扱いになってるんですよ。だから、行政財産を、行政財産の設置条例を廃止しない限り、普通財産っていう扱いにはならないんですよ。地方自治上は。だから僕さっきから言ってるのは、発注前に設置条例を廃止して普通財産にしなかったら、発注業務は進めて、いや確かに書類上は行政財産から普通財産にしたのかもしれませんが、設置条例が残ってる以上は普通財産にはならないんですよ。だって設置を目的を謳ってる運営目的を謳ってる設置条例があるわけですから。それを財産を移して普通財産に移したから、それは普通財産だっていうのは詭弁ですよ。だから僕の質問した意図は、なぜ今の段階で提案したのかと言ったら、福祉課長が申し訳ありませんでしたと、病院と同じ時期にやるべきでしたと、すいませんでしたと一言謝れば良かったんですよ。したらそれで僕は何も言わなかったんですけど。なんか訳の分からん答弁さっきからしてるもんですから、こういう質問になっちゃうんですよ。総務課長もう一回答弁お願いできますか。
議長	小森嘉孝君

		出来ますか。いいですか。坂川総務課長。
	総務課長	坂川敏文君 すいません、私の方でも行政財産の取り扱いについてきちんと把握してなかったところは今十分反省しております。福祉課長の方からも健康管理センターの方の廃止条例については、いろいろと相談を受けておりました。過去の例にも習ってですね、いろいろと他の施設解体した時、例えば福祉センターとかですね、そういったもの解体した時にいつ廃止条例を提案してたかというものをちょっと見させていただいて、解体の発注後実施してた例もありましたので、ちょっと今回そういった形をとってしまいまして、大変申し訳ないというふうに思います。今後そういうことのないように気をつけていきたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。
		(「分かりました」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 ほかに質疑はございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第３６号、討論省略、採決してもよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第３６号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。
日程第８ 日程第９ 日程第１０ 日程第１１	議長	小森嘉孝君 日程第８から日程第１１、議案第３７号から議案第４０号までは関連がありますので一括議題としてよろしいでしょうか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって日程第８から日程第１１に係る議案第３７号、遠別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第４０号、遠別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に運営等に関する基準を定める条例の一部改正についてまで、以上４件について一括議題とします。議案ごとの提案理由及び内容の説明を求めます。福祉課長小林大輔君。

	福祉課長	小林大輔君 只今一括上程されました、議案第３７号、遠別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第３８号、遠別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第３９号、遠別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、議案第４０号遠別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由および内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより４件一括で質疑を行います。５番山本仁美君。
	５番	山本仁美君 資料№３の改正内容の２番目の身体的拘束等の基準及び適正化の追加なんですけども。あのこの基準は、拘束する基準はこれはどういう感じな基準になるか、ちょっと聞かせてください。それと、あの下３の重要事項のウェブサイトへの掲載、これはいつからこれウェブサイトに乗ってるのか、それをお聞かせください。
	議長	小森嘉孝君 いいですか。小林福祉課長。
	福祉課長	小林大輔君 はい、身体的拘束の基準及び適正化の内容につきましては、新旧対照表第２６条に定期巡回の事業所の方針に記載してあるところでございますが、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとしております。また、ウェブサイトの掲載につきましては、同じく指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業者の部分にもありますが、原則としてその上で、ごめんなさい３６条の２ですね、すいません３６条第３項ですね申し訳ございません。原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないとさせていただいております。交付の日から施行す…。この条例改定後にしていただきたいというふうに考えております。
	議長	小森嘉孝君

	よろしいですか。
	(「すいません。最後のウェブサイトの」との声あり)
議長	小森嘉孝君 手を挙げて。5番山本仁美君。
5番	山本仁美君 最後の今のウェブサイトの掲載。ちょっともう一回もう一度聞かせてください。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 今回提案させていただきました条例議決後から、原則掲載していただくという形になります。
	(「分かりました」との声あり)
議長	小森嘉孝君 ほかに質疑ございませんか。7番山下悟君。
7番	山下悟君 先ほどのウェブサイトの件なんですけども、これはあくまでも事業所が行うってことか、それとも町が行うことなんでしょうか。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、事業所がウェブサイトへ掲載するという形になります。
議長	小森嘉孝君 7番山下悟君。
7番	山下悟君 出来ますか、掲載。自分たちで行うってことだもんね、事業所が。ホームページを準備して自分たちで更新してくっっていく感じですよ。それが問題なく出来るという認識でよろしいでしょうか。
議長	小森嘉孝君 小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、これまでの重要事項につきましては、施設内で掲示することになっておりました。これをウェブサイト、各事業所が持つホームページ等において掲載していただくという形になります。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 議案第37号から第40号までの共通事項として、ウェブサイト、

	まあホームページですけども、重要事項。これ内容は何ですか、重要事項の内容は。
議長	小森嘉孝君 答弁できますか。暫時休憩します。
	休憩（１１：２３） 再開（１１：２５）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 新旧対照表をご覧いただきたいんですが、同じく３６条の中に、運営規定の概要と従事者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められるものが重要事項ということになってございまして、重要事項の説明を利用者さん、まあ契約するときですね、その説明を受けたという同意を利用者様からいただくという形には受入れになってございます。また、先ほどウェブサイトへの掲載なんです、国の方で一覧として事業所の名前が書いてあるところに登録していただければ、ウェブサイトへの掲載という風になるということでありましたので、大変申し訳ありませんでした。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。２番橋本初昭君。
２番	橋本初昭君 この各条例のウェブ掲載の前段に原則としてってあるんですよね。で、原則としてっていうことは例外的に許容事項として、許される事項としてウェブサイトに掲載しない場合があると、掲載しないことができる、原則的に、じゃあその場合はどのような事態を想定してるのかお願いします。
議長	小森嘉孝君 答弁できますか。休憩しますか。暫時休憩します。
	休憩（１１：２７） 再開（１１：３６）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。答弁を求めます。小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、原則のところでございますが、交付されてからすぐにもう掲載していなければならないというところでは、時間的な猶予も必要とする事業所もあることから原則としてということで、なるべく早く設置していただきたいということでございます。
議長	小森嘉孝君

	よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
議長	小森嘉孝君 ほかに質疑はございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。議案ごとに採決を行います。お諮りいたします。日程第8、議案第37号、討論省略採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第37号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。 日程第9、議案第38号、討論省略採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第38号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。 日程第10、議案第39号、討論省略採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第39号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。 日程第11、議案第40号、討論省略採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第40号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)

	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。
日程第１２	議長	小森嘉孝君 日程第１２、議案第４１号、令和６年度遠別町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第４１号、令和６年度遠別町一般会計補正予算（第３号）について提案理由及び内容のご説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。歳出から行います。２款総務費から３款民生費まで、７頁から８頁までの２頁です。ありませんか。続いて４款衛生費から１３款職員給与費まで、９頁から１１頁までの３頁です。８番國部雅人君。
	８番	國部雅人君 教育費のバレーボール大会の補助金についてお聞かせください。今まで引率、マネージャー含めて３名で引率していたと記憶しておりますが、今回マネージャーの分削った理由をお知らせください。
	議長	小森嘉孝君 緒方教育次長。
	教育次長	緒方章君 今回ですね、初山別からの方が選手で１名、コーチで１名いらっしゃると思いますので、監督、マネージャーの分のみが補助対象となるということで計上させていただいております。申し訳ございません、マネージャーが初山別からの方ということですので、補助対象外ということになっております。以上です。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。以上で歳出の質疑は終わります。次に歳入について質疑を行います。１４款、国庫支出金から１８款、繰入金まで５頁から６頁までの２頁です。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第４１号、討論省略、裁決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第４１号について、原案に賛成の諸

		君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。
日程第１３	議長	小森嘉孝君 日程第１３、議案第４２号、令和６年度遠別町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。診療所事務長齊藤晶夫君。
	診療所事務長	齊藤晶夫君 はい、只今上程されました、議案第４２号、令和６年度遠別町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。歳出から行います。１款総務費から３款交際費まで、７頁から８頁までの２頁です。ありませんか。２番橋本初昭君。
	２番	橋本初昭君 まず一点目、この間正誤表送られてきたんですが、レンタルの名称を派遣看護師住宅用家具リースから単なる家具レンタル料に名称変更した理由は何でしょうか。
	議長	小森嘉孝君 齊藤診療所事務長。
	診療所事務長	齊藤晶夫君 当初科目の方を設定させていただいた名称で予算の方いろいろ見積もり等関係会社の方からですね、取得して検討してた段階ではその設定でさせていただいたんですが、その後に実際その見積もり合わせする予定の会社の方からですね、この名称以外は変更できないっていう旨のご連絡が来まして、実際契約する段階で予算の方と実際の契約の名称の方が相違が出るっていうことで変更の方させていただいております。
	議長	小森嘉孝君 ２番橋本初昭君。
	２番	橋本初昭君 今答弁ちょっと聞こえなかった。契約する段階で契約の名称が変更できないので、っていうことですか。ちょっと、ちょっと聞こえなかったんですけど。今一度ちょっと。

議長	小森嘉孝君 齊藤診療所事務長。
診療所事務 長	齊藤晶夫君 実際…、すいません、大変申し訳ありません。ちょっと見積もりというか、予算を計上する積算の段階で数社から見積書を集めてたんですが、各社バラバラの名称で、で、基本的にはその一番安い会社。リース料がですね安い会社ということで、ある程度こちらの方で業者さんを選定した段階で、その業者さんの方がこの名称以外の契約ではできないっていうことでご連絡が来たということでの名称変更。
	(「ちょっとすいません暫時休憩してください」との声あり)
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩 (1 1 : 5 6) 再開 (1 2 : 0 0)
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。大丈夫ですか。齊藤診療所事務長。
診療所事務 長	齊藤晶夫君 申し訳ございません。当初のリースという名称であると基本的には新品のリースということになるんですが、その後検討、議案の方当初出させていただいた後に、検討いたしましたら、レンタルということであれば、中古、一応中古もレンタルできるということで、なるべく事業費の方安く抑えるということで、レンタル料という名称に改めさせていただいております。
	(「はい」との声あり)
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。質疑はございませんか。以上で歳出の質疑は終わります。
	(「すいません、まだ一点ある」との声あり)
議長	小森嘉孝君 はい、もう一点ある。2番橋本初昭君。
2 番	橋本初昭君 報酬で派遣看護師3名。調べたらですね、5月1日現在で、診療所の看護師が正職員9名、会計年度職員2名、会計年度派遣看護師3名、合計14名いるんですよ。で、今新たにまた3名。したら17名。そんなにこれ足りないんですか。当初予算のどこの部分が足りないのか、外来、入院、具体的にどこの部分が足りなくて3名補充し

	ますということで、内容の説明をお願いします。
議長	小森嘉孝君 齊藤診療所事務長。
診療所事務 長	齊藤晶夫君 今後ですね、当初予定してなかった退職予定の看護師が、夜勤のできる看護師さんが1名退職予定となっております。それに伴いまして4月の段階で副師長が退職しております。で、1名日勤の看護師さんなんですが、長期の休暇に入っております。で、3名今不在になっておりますので、その3名の補充ということでの追加でございますが、夜勤の部分でいきますと、現在9名、夜勤の方やっていたる看護師さんがいるんですが、そのうち2名がいなくなるということでの含めまして、それから日勤、日中の外来も実質先生が2人来てまして、二診体制ということで、一部夜勤の看護師さんを日勤におろして、夜勤の方も人数不足するということでのトータルでの3名補充ということでございます。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 今の説明では一人が産休に入る。で、2名が正職ですか。
	(「正職です」との声あり)
2番	橋本初昭君 正職が退職した。2名が退職したから。それであればね採用は分かりませんが、併せて1,400万の補正。そうであれば正職の2名分の給与マイナスしちゃったっていいですよ。財源として。いきなり補正で1,400万、500万。この時期に出るから、だから全然なんて言うんですかね、財政のことなんも考えてないですよ。したら正職の給与分の2名減額すればいいだけの話で、そういう考え方はなかったんですかね。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 議員おっしゃるとおりですね、職員が減るのであれば、当然報酬で増やして職員分は減らすというのは当然の考えだと思います。ただですね、診療所としてもすぐに職員を諦めているわけではないので、ある程度その募集、3名新たに募集してですね、採用が確定した段階で給与についてはその分は落としていくとかそういったことをしたいと考えてますので、今回については単

		純に増額だけを謳ったってということで、財源的なことは実際予算が膨らんでるような形にはなるんですけども、今後の採用も含めたところで、今回新たに必要な部分を計上させていただいたってということで、ご理解いただきたいというふうに思います。
		(「分かりました」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 ほかにありませんか。以上で歳出の質疑は終わります。次に歳入についての質疑を行います。4款繰入金、6頁の1頁です。以上で歳入の質疑は終わります。歳入歳出全般について質疑を行います。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第42号討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第42号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。
日程第14	議長	小森嘉孝君 本会議を続けたいと思います。日程第14、意見案第1号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。5番山本仁美君。
	5番	山本仁美君 意見案第1号、令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について提案理由および内容の説明をいたします。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。年収200万円以下の労働者は令和4年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると39万6,000人と給与所得者の23.3%に達しています。最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。令和6年度の北海道最低賃金の改正にあたり最低賃金の引き上げを求める内容であり、会議規則第14条の規程により提出するものであります。よろしくご審議の上、ご選択くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で質疑は終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 なしと認めます。お諮りいたします。意見案第１号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第１号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
日程第１５	議長	小森嘉孝君 日程第１５、意見案第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。５番山本仁美君。
	５番	山本仁美君 意見案第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。地方公共団体の現状は急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、感染症対策、物価高騰対策など極めて多岐にわたり、新たな役割が求められています。その中で地域公共サービスを担う人材は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。増大する行政需要、また、採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためにも、今後はより積極的な財政確保が求められています。現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、賃上げ基調に対する人件費の確保までを含めた地方財政を実現するよう求める内容であり、会議規則第１４条の規程により提出するものであります。よろしくご審議の上、ご選択くださいますようお願い申し上げます。以上です。
	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君

		以上で質疑は終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 討論なしと認めます。お諮りいたします。意見案第２号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第２号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
日程第１６	議長	小森嘉孝君 日程第１６、意見案第３号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教育予算確保・拡充と就学補償の実現に向けた意見書を議題とします。提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。５番山本仁美君。
	５番	山本仁美君 意見案第３号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、教育予算確保・拡充と就学補償の実現に向けた意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。義務教育国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が２００６年に１／２から１／３に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育国庫負担制度を堅持し、国の負担率を１／２へと復元することが重要です。また、２０２３年に文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護・準要保護率は全国で７人に１人となっており、依然として厳しい実態があります。教育現場では給食費・就学旅行費などの私費負担が減少せず、さらに経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しています。その解消に向けて就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。このことから教育予算の確保・拡充、就学補償の充実を図るよう求める内容であり、会議規則第１４条の規程により提出するものであります。よろしくご審議の上、ご選択くださいますようお願いいたします。以上です。
	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		(「なし」との声あり)

	議長	小森嘉孝君 以上で質疑は終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 討論なしと認めます。お諮りいたします。意見案第３号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第３号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
日程第１７	議長	小森嘉孝君 日程第１７、意見案第４号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。５番山本仁美君。
	５番	山本仁美君 意見案第４号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。道教員は２０２３年３月に、「これからの高校づくりに関する指針」を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきました。毎年度、中卒者が減少するなどを理由に公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が５５市町村となり、この３年でさらに増加しています。地元の高校を奪われた子どもたちは遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担がさらに大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど地域の活力を削ぐことになっています。多くの市町村は通学費や制服代などの財政措置のほか、市町村立へ移管するなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。道教委は広大な北海道の実情を鑑み、少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障するべきです。そのために地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことを求める内容であり、会議規則第１４条の規程に

		より提出するものであります。よろしくご審議の上、ご選択ください。よろしくお願いいたします。以上です。
	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 討論なしと認めます。お諮りいたします。意見案第４号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
日程第１８	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第４号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
	８番	國部雅人君 意見案第５号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業政策の充実・強化を求める意見書を議題とします。提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。８番國部雅人君。 意見案第５号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業政策の充実・強化を求める意見書について、提案理由及び内容の説明をいたします。本道の森林は全国の森林面積の約４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。日本一の森林資源を有する北海道は、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収減対策を積極的に推進する責務を担っております。道内各地で森林資源の循環利用に向けて国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取り組みが進められてきたところであります。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材利用、防災・林業・木材産業施策の充実強化を求める内容でありますので、会議規則第１４条の規定により提出するものであります。よろしくご審議の上ご採択

		くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 討論なしと認めます。お諮りいたします。意見案第５号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第５号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
日程第１９	議長	小森嘉孝君 日程第１９、発議第２号、議員派遣についてを議題とします。本件は議長発議でありますので職員に議案を朗読させます。
		(局長朗読)
	議長	小森嘉孝君 只今の議員派遣について、本日より令和６年９月までの間、本会議は必要と認められる下記等の事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、本町の懸案事項中の要望、促進を図るため及び調査・研究のため、議員を派遣することに決定しました。なお、派遣する議員については、その都度議長において指名することとします。
日程第２０	議長	小森嘉孝君 日程第２０、議会運営委員会の調査活動についてを議題とします。國部雅人議会運営委員長から地方自治法第１０９条３項の事項について、閉会中に調査活動を行いたい旨の申し出がありましたので、本日から令和７年３月３１日までの期間においてこれを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君

		異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中における調査活動を許可することに決定しました。
日程第 2 1	議長	小森嘉孝君 日程第 2 1、総務産業常任委員会所管事務調査についてを議題とします。山本仁美総務産業常任委員長から地方行財政の運営状況、各種事業の実施状況等の調査について所管事務調査を閉会中に行いたい旨の申し出がありましたので、本日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間においてこれを許可したいと思います。ですがこれにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中における所管事務調査を許可することに決定しました。
閉会	議長	小森嘉孝君 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって会議規則第 7 条の規程により本日をもって閉会したいと思います。ですがこれにご異議ございませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。これにて、令和 6 年第 4 回遠別町議会定例会を閉会します。本日は大変ご苦勞様でした。